

土木事業に伴う調査設計測量委託業務等検査要領

（目的）

- 第1 この要領は、土木建築局の所掌に属する土木事業に伴う調査、設計、測量等の委託業務の完了に際し、契約書及び設計図書（以下「契約図書」という。）に基づき、業務の完了を確認するための検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の指定及び職務について定める。

（検査）

- 第2 検査職員は、次の各号に掲げる事項について検査を行うものとする。

- (1) 成果物
- (2) 業務の管理状況等

- 2 検査職員は、すべて契約図書と照合して検査を行わなければならない。

（検査職員の指定等）

- 第3 契約担当職員は、委託業務の検査職員を委託契約ごとに指定するものとする。

- 2 契約担当職員は、次の場合を除き、原則としてその業務の調査職員を検査職員に指定することはできないものとする。

- (1) 実施に当たり特別な技術又は知識を要し、調査職員以外の職員により行うことが著しく困難な検査
- (2) その他特別な事由のある検査

- 3 契約担当職員は、原則として次表により検査職員の指定を行うものとする。ただし、前項と同様の事由により次表によることが困難な場合はこの限りではない。

なお、契約金額1千万円以上は、やむを得ない場合を除き、原則、参事（工事検査担当）を指定するものとする。

委託業務の契約金額	検査職員の指定対象職員
5百万円以上	参事、課長又はこれに相当する職以上の職員（調査職員を除く。）
3百万円以上5百万円未満	課長又はこれに相当する職以上の職員（調査職員を除く。）
3百万円未満	係長又はこれに相当する職以上の職員（調査職員を除く。）

- 4 検査職員は、契約担当職員への検査結果の通知をもって解任される。

（成果物の検査）

- 第4 検査職員は、契約担当職員が意図する成果品であるかを確認するため、契約図書と対比し次の各号について検査を行うものとする。

- (1) 提出すべき成果等の数量
- (2) 使用した技術基準等
- (3) 照査技術者による照査結果
- (4) その他必要と認められる事項

(業務の管理状況等の検査)

第5 検査職員は、業務の管理状況等について、書類、記録及び写真等により、次の各号について検査を行うものとする。

- (1) 業務に関する打合せの状況
- (2) 支給材料及び貸与品の返納又は精算の状況
- (3) その他必要と認められる事項

(調査職員等の立会)

第6 調査職員の内1名は、立会人として検査に立ち会うものとする。

- 2 契約担当職員は、特に必要があると認めるときは、調査職員以外の職員を立会人として検査に立ち合わせることができるものとする。

(検査結果の通知)

第7 検査職員は、検査の結果（修補の必要があると認められるときは、修補すべき事項の内容を含む。）を契約担当職員に通知しなければならない。

- 2 契約担当職員は、検査職員からの通知に基づき、検査の結果を受注者に通知しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成15年11月1日から施行し、同日以降に行う検査に適用する。
- 2 この要領は、平成20年4月1日から施行し、同日以降に行う検査に適用する。
- 3 この要領は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に行う検査に適用する。
- 4 この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に行う検査に適用する。
- 5 この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に行う検査に適用する。
- 6 この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に行う検査に適用する。
- 7 この要領は、平成28年2月1日から施行し、同日以降に行う検査に適用する。
- 8 この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に行う検査に適用する。